

# 随意契約理由

令和8年(2026年)1月19日

契約担当課名	選挙管理委員会事務局
発注担当課名	選挙管理委員会事務局
契約名称	第51回衆議院小選挙区選出議員選挙及び大阪府知事選挙の公営ポスター掲示場並びに最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示の製作設置、維持撤去業務契約
契約内容	第51回衆議院小選挙区選出議員選挙及び大阪府知事選挙の公営ポスター掲示場並びに最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示の製作設置、維持撤去業務
契約締結日	令和8年1月19日
及び契約期間	令和8年1月19日から令和8年2月16日
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府豊中市本町7丁目1番8号 株式会社伊勢屋
契約金額	24,194,830円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当)</p> <p>1月16日に大阪府知事が辞職の申し立てをし、大阪府選挙管理委員会は同日、知事選挙を22日告示、2月8日投開票とする決定をしました。また、高市首相は本日1月19日午後6時からの記者会見において、23日に衆議院を解散し、27日公示、2月8日を投開票とする選挙日程を示しました。</p> <p>このため、公職選挙法第144条の2で規定する公営ポスター掲示場を、2種類の選挙それぞれ市内486か所に告示日前日、公示日前日までに設置する必要があります。</p> <p>この、きわめて設置期限の急迫した事態において、本業務に着手履行可能な事業者は、過去の選挙において同業務の履行実績が豊富な株式会社伊勢屋しかありません。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項5号による随意契約を締結するものです。</p>